●事業報告

平成25年度事業報告（概要）

JWセンターの「第8回理事会（平成26年度第1回通常理事会）」が6月11日、「第6回評議員会（平成26年度定時評議員会）」が6月25日に開催され、平成25年度の事業報告、収支決算等が承認されました。平成25年度事業報告の概要は次の通りです。

JWセンターは、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、出版事業、広報事業等の事業のほか、災害廃棄物対策事業など社会的ニーズに即応した積極的な事業を実施した。

Ⅰ　電子マニフェスト事業

1．電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

平成25年度末現在の電子マニフェスト加入者数は110,860社となった。また登録件数は前年度比16％増の1,746万件であり、電子マニフェスト事業中期計画（計画期間：平成24年度～ 26年度）の平成25年度の目標を達成した。

年度＼区分		加入者数							マニフェスト年間登録件数
		排出事業者				収集運搬業者	処分業者	合計	
		A料金	B料金	C料金	計				
平成24年度実績		3,027	12,241	55,524	70,792	11,720	6,503	89,015	15,056,116
平成25年度	当初計画	3,300	14,500	59,000	76,800	13,300	7,000	97,100	17,300,000
	実績	3,161	13,487	74,209	90,857	13,005	6,998	110,860	17,460,912

2．電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、以下の事業を実施した。

（1）自治体、業界団体等への普及促進活動

1）電子マニフェスト説明会　　35回
2）操作体験セミナー　　155回

（2）広報活動

1）紹介ビデオの更新
電子マニフェストシステムの紹介ＤＶＤ「電子マニフェスト早わかりムービー」を作成した。

2）ホームページの拡充、ポスターの掲示等
ホームページ、メールマガジンによる利用者サービスを拡充するとともに、ポスターの掲示、電子マニフェストシステムガイドブック・リーフレットの配付を実施した。

3）普及広報等
新聞広告、展示会出展のほか、地方公共団体と連携した広報等を実施した。

（3）システムの機能強化

1）地方公共団体支援サービスの提供
地方公共団体が廃棄物処理法に基づいて行うマニフェスト情報等の照会を、Ｗｅｂ上で行う機能を拡充した（平成24年9月開始）。
利用申込数：72自治体（平成25年度末現在）

2）電子マニフェストシステムの改善
加入者からの要望に基づく電子マニフェストシステム（加入者情報管理システムを含む。）の改善を行ったほか、以下のとおり各種の機能強化を実施した。

① 新ＥＤＩシステム（データ交換方式）の開発
Ｗｅｂ方式の延長上でファイルによるデータ交換（マニフェスト情報の登録、照会）ができる新ＥＤＩシステムを開発し、平成25年11月にモデル運用を開始した。

② 収集運搬業者の終了報告簡素化のためのシステムの開発
ＩＣカードとスマートフォンを利用して、マニフェスト情報の登録と運搬終了報告を行うことができるシステムを開発し、平成25年10月にモデル運用を開始した。

③ 新ユーザ情報管理システムの開発
加入者に対する情報提供等サービスの充実を図るため、加入者情報管理業務、利用料金の管理、サポート業務を見直し、平成26年度の開発に向けて要件等を検討した。

④ 電子契約システムの開発
処理委託契約書を電磁的に保管・検索・閲覧することができるシステムを開発した。

（4）加入促進キャンペーン、加入料の廃止

加入料を免除する加入促進キャンペーンを期間を限定して実施するとともにキャンペーン終了に引き続いて加入料を廃止する措置を実施した。

加入促進キャンペーン期間　　平成25年9月1日～12月31日
加入料廃止　　平成26年1月1日

3．電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

（1）システムの運用・保守管理

（2）電子マニフェスト運用支援事業の委託

（公社）全国産業廃棄物連合会に対する委託事業として、各都道府県産業廃棄物協会において、加入申込手続き及び既加入者に対する各種サポートを実施した。

4．環境省受託事業（ＩＴを活用した循環型地域づくり基盤整備事業）

環境省より「ＩＴを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」を受託し、以下の事業を実施した。

（1）電子マニフェストシステムの機能強化

電子マニフェスト情報登録等状況報告をオンラインで報告できるシステム及び紙マニフェストの産業廃棄物管理票交付等状況報告を電子マニフェスト情報登録等状況報告と同フォーマットで作成できる仕組みを構築した。また、産業廃棄物処理業の許可情報を電子マニフェストシステムに登録することにより、電子マニフェスト登録時に許可期限、許可品目のチェックが可能となる機能を構築した。

（2）電子マニフェスト普及啓発事業

1）電子マニフェスト研修会
開 催 数：5回（仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の5会場）
参加者数：325名

2）電子マニフェストシステム操作説明会
① 加入者等向け
開 催 数：5回（仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の5会場）
参加者数：127名
② 地方公共団体担当者向け
開 催 数：5回（仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の5会場）
参加者数：49名

Ⅱ　教育研修事業

1．講習会事業

（1）講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに実施した。

1）産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）
新規講習会
・開催数　142回　　・受講者数　13,862名
更新講習会
・開催数　160回　　・受講者数　19,358名

2）特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。）及び

「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会」

・開催数　132回　　・受講者数　16,619名

3）ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会

・開催数　7回　　・受講者数　675名

(2) 委員会

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各々２回開催した。

(3) インターネットによる受講申込みの導入拡大

インターネットによる受講申込みについては、受講申込者の利便性の向上、修了証発行までの期間短縮等を図り、また、事務の合理化を図る観点から、平成22年度以降、順次、導入を進めてきたが、平成25年度は、「新規講習会」、「更新講習会」及び「特管責任者講習会」の一部（新規講習会：６開催、更新講習会：７開催、特管責任者講習会：３開催）にインターネット申込みを導入した。

2．研修事業

排出企業を対象にした産業廃棄物の適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会（基礎、管理コース）」、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施した。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会（基礎コース・管理コース）

・開催数　７回　　・受講者数　379名

(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会

・開催数　２回　　・受講者数　148名

3．セミナー事業

産業廃棄物に関する最新の話題の提供と産業廃棄物の適正処理に向けた関係者の理解を広めるためのセミナー及びＪＷセンターの関係者間の情報交換を進めるためのＪＷ懇話会を各１回実施した。

(1) セミナー「産業廃棄物処理業の今後の展望」（平成26年2月17日(月)）

(2) ＪＷ懇話会「日本・韓国・台湾の産業廃棄物管理の動向」（平成25年12月17日(火)）

Ⅲ　感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、ＪＷセンターで定めた評価基準に基づいた評価、格付けを行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

また、医療関係機関等における感染性廃棄物容器の使用状況を踏まえて、評価基準の在り方等について全般的な見直しを行った。

評価実績：新規　5社　　9製品（累計：13社 42製品）

更新　6社　11製品

Ⅳ　調査事業

1．受託等調査事業

環境省の環境研究総合推進費補助金の交付を受け、「産業廃棄物マニフェスト情報の信頼性の確保と多面的活用策の検討」の研究（平成23～25年度）を実施した。

2．自主調査事業

国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行った。また、調査事業により得られた成果については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

(1) 産業廃棄物の焼却処理の現状調査

(2) 感染性廃棄物容器の使用状況調査　他

Ⅴ　国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物管理や電子マニフェストシステムに関する情報の収集・提供、３Ｒの国際推進に協力する活動を行った。

また、平成25年12月に「第1回日本･韓国･台湾ネットワーク会議」を開催した。

(1) 海外の産業廃棄物管理情報の収集・提供、国際交流の推進

ＩＳＷＡ World Congress 2013、アジア３Ｒフォーラム第5回会合等での情報発信を行うとともに関連情報を収集した。

(2) 日本・韓国・台湾ネットワーク会議

３国の電子マニフェストシステムや有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関し情報交換等を行った。

(3) 政府の関係事業への協力等

我が国の循環産業（廃棄物・リサイクル産業）の戦略的国際展開・育成事業について、国及び関係団体等との連携、協力関係を強化した。

Ⅵ　出版事業

廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

(1)「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集」

平成25年版（平成25年5月発行）の出版、販売協力・平成26年版の編集

(2)「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月改訂）」（平成24年9月発行）

(3)「建設廃棄物適正処理マニュアル」（平成23年7月発行）

Ⅶ　広報事業

1．日廃振センター情報（ＪＷセンター機関誌）の発行

2．ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などＪＷセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、ＪＷセンター各事業の利用者等に対して、定期的にメールマガジンの配信を開始した。

また、平成25年5月に東京ビックサイトで開催された「2013NEW環境展」に出展し、電子マニフェスト事業等についての広報活動を行った。

Ⅷ　全国大会開催事業

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催した。

(1) 名　　称　「第12回 産業廃棄物と環境を考える全国大会」

(2) 期　　日　平成25年11月8日（金）

(3) 場　　所　伊勢志摩ロイヤルホテル（三重県志摩市）

(4) 主　　催　（公社）全国産業廃棄物連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、ＪＷセンター

(5) 参加者数　610名

Ⅸ　災害廃棄物対策支援事業

東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故による被災地の復旧・復興を支援するため、災害廃棄物対策に関する以下の事業を実施した。

1．ＪＷ災害廃棄物処理支援システムの運用

平成23年9月から運用を開始し、岩手県内及び宮城県内のがれき処理を進める7地域において利用された。

平成25年度登録件数：150,869件

（平成24年度実績　85,131件）

2．放射性物質汚染廃棄物等管理システムの周知活動

放射性物質に汚染された廃棄物や土壌等の除染等の措置に伴って生ずる除去土壌の処理等に際して、その発生・排出から、最終処分に至る全過程の情報管理が可能なシステムについて関係各方面にPRを行った。

Ⅹ　設立25周年記念誌の作成

平成25年11月にＪＷセンターが設立25周年を迎えたことから、記念誌「25年のあゆみ」を作成し、広く関係各方面に謹呈、配付した。

排出企業を対象にした

●産業廃棄物マネジメント研修会のご案内

■基礎コース■

産業廃棄物を排出される企業の実務担当者等の方を対象にした、基礎講座です。廃棄物処理法をはじめ、委託契約やマニフェスト運用等の産業廃棄物の適正管理についての基礎知識と実務のポイントを学び、企業の皆様の廃棄物管理に役立ててもらうことを目的としています。

◆対象◆

産業廃棄物管理実務担当者・新任担当者等

◆プログラム◆

時間	内容
12：30～12：55	受付
12：55～13：00	ガイダンス
13：00～14：50	廃棄物処理法の基礎
14：50～15：00	休憩
15：00～16：40	産業廃棄物管理の実務

◆日程・会場（基礎コース）◆

開催地	開催日	会場
東京	平成26年６月24日(火)	秋葉原UDX
名古屋	平成26年６月27日(金)	名古屋国際会議場
神戸	平成26年９月25日(木)	兵庫県中央労働センター
東京	平成26年11月10日(月)	秋葉原UDX
仙台	平成26年11月13日(木)	宮城県建設産業会館
博多	平成26年11月21日(金)	福岡中小企業振興センター
横浜	平成26年12月16日(火)	Lプラザ(かながわ労働プラザ)
名古屋	平成27年２月３日(火)	名古屋国際会議場

■管理コース■

排出企業における産業廃棄物管理の適法性の確保をねらいとして、排出企業を指導する行政職員による事例を交えた行政処分・罰則の解説や、企業におけるコンプライアンスの確保とリスク管理について習得していただくことを目的とした研修会です。

◆対象◆

産業廃棄物処理の管理・監督責任者等

◆プログラム◆

時間	内容
12：30～12：55	受付
12：55～13：00	ガイダンス
13：00～14：50	排出事業者責任と行政処分・罰則
14：50～15：00	休憩
15：00～16：40	企業における廃棄物リスクマネジメント

◆日程・会場（管理コース）◆

開催地	開催日	会場
名古屋	平成26年８月１日(金)	名古屋国際会議場
東京	平成26年８月６日(水)	秋葉原UDX
東京	平成26年11月11日(火)	秋葉原UDX
神戸	平成27年１月15日(木)	兵庫県中央労働センター

参　加　費　6,000円　　**定　員**　60名／会場

申込み方法　WEBからお申込みください。

URL

基礎コース　http://www.jwnet.or.jp/workshop/info_basic.html

管理コース　http://www.jwnet.or.jp/workshop/info_management.html

企業研修をサポート

●個別（出張）研修のご案内

JWセンターでは、講習会事業で培ったノウハウを基に作成した研修専用テキストの提供と、講習会講師の派遣により、御社の廃棄物管理担当者育成研修会・セミナーをサポートいたします。

◆対象◆

産業廃棄物管理実務担当者・新任担当者　等

◆費用◆

テキスト料＋講師派遣料

【テキスト料】2,000円／人

【講師派遣料】謝　金：最初の90分　30,000円
以降60分毎に12,000円
交通費：当センター規定の交通費

◆実施方法◆

人　　数：１会場あたり30～60名

時　　間：ご依頼の講義内容に応じて、1時間半～３時間程度（ご相談により実施）

会場設備：プロジェクタを使用できる会場

■お問合せ先■

公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター　教育研修部
TEL　03-5275-7115

●新しい感染性廃棄物容器評価制度

1．感染性廃棄物容器評価の背景と経緯

厚生省は、医療従事者や感染性廃棄物処理業者へのエイズやB型肝炎等の二次感染を防止し、感染性廃棄物の適正処理を推進するために、平成元年11月に「医療廃棄物処理ガイドライン」を、平成４年10月に「感染性廃棄物処理マニュアル」を発行しました。

JWセンターは、このような社会的背景から、学識経験者、関係団体等で構成する委員会において、感染性廃棄物を収納する容器の登録認定制度事業の必要性とその具体的な内容を検討し、平成７年４月から医療廃棄物容器登録認定制度事業（以下、「認定制度事業」という）を開始しました。

認定制度事業は、感染性廃棄物を収納する容器からの液漏れ、注射針の貫通、容器破損や蓋脱落による内容物の散乱等の事故を防止するために、廃棄物処理法が要求する密閉性、収納の容易性、耐損傷性等の要件を満たす判断基準を設定し、その判断基準による認定を行うことで、優良な容器の普及を目指すものでした。認定制度事業により、平成14年３月までに５社19製品が登録認定されました。

その後、平成16年３月の環境省による「感染性廃棄物処理マニュアル」（以下、「マニュアル」という）の改訂に伴い、JWセンターは、学識経験者で構成する「感染性廃棄物容器評価制度検討委員会」において、感染性廃棄物を収納する適正な容器の普及を図る新しい仕組み及び容器の性能評価の判断基準等を検討しました。その結果、認定制度事業を発展的に解消して、平成17年６月より、容器を優、良、可に格付けする感染性廃棄物容器評価事業を開始し、平成26年３月までに、13社の42感染性廃棄物容器が評価格付けされています。

2．新しい感染性廃棄物容器評価制度

平成26年4月からは、従来の評価制度の一部を見直し、評価容器のより一層の普及を図るために、容器選定がしやすい新しい評価制度に移行させました。見直しのポイントは、次のとおりです。

（1）評価の基本的な考え方の明確化

感染性廃棄物容器評価制度では、マニュアルに規定されている範囲内において、表１の通常の条件で容器を利用した際に、表２、図１の想定される事故に対して耐え得る容器を評価することを明確にしました。

表１　通常の条件

・使用温度：15～30℃
・運搬車両の荷台高さ：１m
・荷台での積み上げ高さ：2.5m

表２　想定される事故

容器の持ち運び、積重ね、転倒、落下時における
・注射針の貫通、容器の破損
・容器からの内容物の漏れ　等



図１　想定される事故例

(2) 評価の内容

評価は、優、良、可の三段階から合格のみに変更しました。容器の評価申込時に事業者が実施する試験の基準値は、従来の評価格付け制度の良の値とし、試験実施条件を一部変更しました。

(3) 評価容器の分類

評価容器は、使用用途によって４つに分類し、容器の密閉性の評価をオプションで行うこととしました。

①固形物用（液・泥状物および鋭利物不可）
②固形物および液・泥状物用(鋭利物不可)
③固形物および鋭利物用（液・泥状物不可）
④すべての感染性廃棄物用

3．従来の評価格付け制度の評価容器

図２の従来の評価格付け制度は評価容器の有効期限（最長平成30年７月まで）まで継続されます。

・評価は、優、良、可
・評価容器の分類
　①橙（固形状で鋭利物でないもの）
　②赤（液・泥状及び固形物で鋭利物ではないもの）
　③－１　黄（鋭利物専用）
　　－２　黄（固形物・鋭利物専用）
　　－３　黄（すべての感染性廃棄物）

図２　従来の評価格付け制度

4．感染性廃棄物容器評価の概要

(1) 評価の流れ

評価の申込みから評価書交付までの流れを図３に示します。

事業者の申込書類をJWセンターが確認し、申込内容によって品質管理確認調査を実施します。その後、感染性廃棄物容器評価事業委員会の審査で、申込事業者が行った試験（想定される事故に対応した耐貫通性試験、落下試験、積重ね試験、転倒試験等）の結果が基準を満たし、かつ、品質管理体制の整備が適切と認められると、委員会が申込容器を合格と認め、JWセンターが評価書を交付します。評価試験方法や審査方法は、JWセンターホームページをご確認ください。

(2) 評価容器の公表

評価容器の情報は、JWセンターホームページ(http://www.jwnet.or.jp/assessment/youki/)で公表しています。業者に評価書・仕様を確認し、使用用途により、適切な容器をお選びください。

(3) 評価書の記載内容

評価容器に交付された評価書には、評価容器の商品名・型式・容量・使用材料、ＪＷ登録番号、容器の種類、実施試験の項目と内容、使用にあたっての特記事項が記載されます。

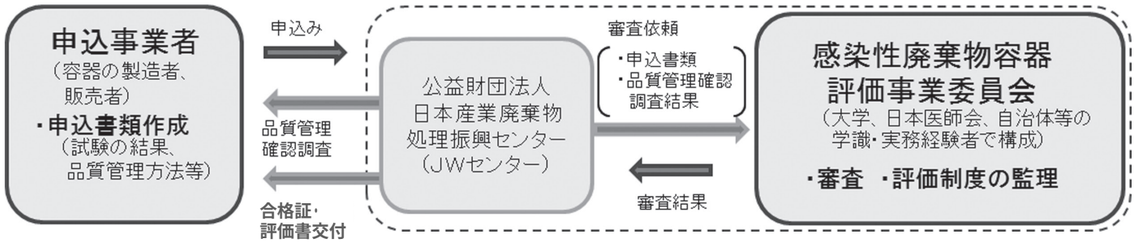


図３　評価の申込みから評価書交付までの流れ

(4) 評価容器の利用

評価容器に表示するバイオハザードマークの色は、処理業者と協議の上、マニュアルに準じて、内容物に応じたものを使用してください。なお、評価容器は、評価の基本的な考え方で示す通常の条件で、慎重にお取扱いください。



■お問い合わせ

公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター
調査部
TEL　03-5275-7111（代表）
FAX　03-5275-7112
E-mail　chousa@jwnet.or.jp
ホームページ
http://www.jwnet.or.jp/assessment/

●お知らせ

平成26年6月25日に開催された定時評議員会において、評議員の選任（増員）及び任期満了に伴う理事の選任について審議され、以下のとおり決定いたしました。

評議員（新任）

氏　名	所　属　・　役　職	区分
瀬田　公和	公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金　理事長	新

理事一覧

		氏　名	所　属　・　役　職	区分
1	理事長	岡澤　和好	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	再
2	常務理事	佐野　等	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	再
3	理　事	竹内　敏	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	再
4	理　事	麻戸　敏男	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	再
5	理　事	石井　邦夫	株式会社市川環境エンジニアリング　代表取締役	再
6	理　事	篠原　幸一	ツネイシカムテックス株式会社　代表取締役社長	新
7	理　事	竹本　和彦	国際連合大学　サステイナビリティ高等研究所　所長	再
8	理　事	樋口　成彬	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団　理事長	再
9	理　事	星野　良祐	株式会社損害保険ジャパン　顧問	再
10	理　事	細田　衛士	慶應義塾大学　経済学部　教授	再
11	理　事	森谷　賢	公益社団法人全国産業廃棄物連合会　専務理事	再
12	理　事	安元　豊	一般社団法人日本環境衛生施設工業会　副会長	再

※　新：新任、再：再任